

補助制度の概要（下線部：令和8年度拡充箇所）

●市内で事業拡大する企業向け

○本社・工場等新增設等支援制度【拡充】

製造業等を営む企業が本社機能を有する事業所・工場・研究所・開発拠点を新增設

- ① 固定資産税相当額等を補助（最大3年分、最大1億円）
- ② 新たに市内へ居住される社員等の人数に応じて補助（1年分、最大2,500万円）
- ③ 埋蔵文化財発掘調査経費相当額の50%を補助（最大2,500万円）

※ 生産性の向上と新たな雇用創出に挑戦する企業の立地を支援するためのメニューを追加

○京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金【拡充】

本市等の認定制度により認定された中小企業が事業所を新增設

- 新たに市内へ居住される社員等の人数に応じて補助（1年分、最大2,500万円）
- 固定資産税相当額等を補助（最大3年分、最大1億円）
- 埋蔵文化財発掘調査経費相当額の50%を補助（最大2,500万円）

○新事業創出型事業施設活用推進事業補助金

京大桂ベンチャープラザ北館・南館及びクリエイション・コア京都御車に入居 → 賃料を補助（5年分）

○ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金

公的インキュベーション施設を退去して京都リサーチパークに入居 → 賃料を補助（5年分）

対象施設：京大桂ベンチャープラザ北館・南館、クリエイション・コア京都御車、
京都市成長産業創造センター、イノベーションハブ京都

●市外から進出する企業向け

○市内初進出支援制度【拡充】

市外企業が市内に初進出

- オフィス等の賃料を補助する制度を新設（最大2,000万円）
- 市内居住の社員数及び役員に応じて補助（2年分、最大5,000万円）

交付単価：市内居住の常時雇用者1人につき10万円、以下の要件を満たすごとに×2

- ① 本市の産業政策に特に寄与する産業分野の企業（「社会課題解決」を追加）
- ② 海外企業、③ 京町家に入居する企業

○お試し立地支援制度

市外からの進出検討のために、試行的に市内のコワーキングスペースやシェアオフィス等を利用

→ 利用料と交通費を補助（最大6か月分、最大100万円）

●テナントオフィス・レンタルラボを新增設する企業向け

○大規模テナントオフィスビル立地支援制度

賃貸用オフィス（延床3,000㎡以上）を新增設 → 固定資産税相当額等を補助（5年分、最大3億円）

対象地域：京都駅南部の商業地域、らくなん進都鴨川以北、高度利用地区（京都駅周辺地区のA地区・B地区）

○レンタルラボ施設立地支援制度

賃貸用のウェットラボを新增設 → 固定資産税相当額等を補助（5年分、最大3億円）

●新たな産業用地に立地する企業向け**○京都市産業用地創出制度補助金**

京都市地域未来投資促進基本計画で定めた重点促進区域内において実施する、交通の円滑化や後続開発に留意した道路整備に対する補助金

→ 道路整備に要した費用のうち、①道路側溝整備費 ②道路舗装工事費 ③土地の購入費の相当額の50%を補助